

☎総和庁舎 TEL92-3111
 ☎古河庁舎 TEL22-5111
 ☎三和庁舎 TEL76-1511
 ☎健康の駅 各課直通電話番号
 ☎古河福祉の森会館 TEL48-6881～3

**渡良瀬遊水地ヨシ焼きを
実施します**

風向きや気流によっては、灰や煙が広範囲に飛散し、洗濯物への付着、庭や屋根への降灰等、大変ご迷惑をおかけすることがあります。遊水地の必要性、ヨシ焼きの主旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

日時 3月17日(土)8時30分～
 「予備日」：3月18日(日)・24日(土)
 ※実施状況は、(一財)渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団ホームページ、電話で確認できます。

場所 渡良瀬遊水地全域
 ※遊水地全域(上空を含む、ゴルフ場を除く)が立ち入り禁止となります。

主催 渡良瀬遊水地ヨシ焼き連絡会

問合せ (一財)渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団
 TEL0282・62・1161



茨城空港をご利用ください

札幌・神戸・福岡・那覇・中国(上海)へ就航しています。3月には種子島・屋久島および台湾へのチャーター便も催行します。駐車場も3100台分あり、料金は無料です。搭乗手続きも全て1階でできるので、大変便利です。ぜひご利用ください。

問合せ 茨城県企画部空港対策課
 TEL029・301・2761



2月は「相続登記はお済みですか月間」です

相続登記に関する無料相談を県内各司法書士事務所で行います。

期日 2月1日(木)～28日(水)
 ※土曜日・日曜日・祝日を除く。

申込 県内各司法書士事務所にて予約

問合せ 茨城県司法書士会
 TEL029・225・0111

献血にご協力を

日時 3月5日(月)
 10時30分～12時

場所 健康の駅
 (☎健康づくり課
 TEL48・6882)

**まくらがマーケット古河朝市
～冬のスープ祭り～**

日時 2月11日(日・祝)
 8時～13時

場所 JR古河駅西口おまつり特設会場

内容 地元出店者による自慢の逸品を販売。寒さを飛ばす「スープ祭り」。スープ1杯でスタンプ1個、3個集めると豪華景品が抽選で当たるスタンプラリー

問合せ まくらがマーケット古河朝市事務局担当：山本
 TEL48・2494「木曜日を除く15時～20時」

**古河英語カルタで学ぶ
古河の歴史講座**

日時 3月31日(土)
 13時30分～15時30分

場所 はなももプラザ

対象 小学生と保護者

定員 48人 **費用** 無料

申込・問 2月15日(木)～古河東ロータリークラブホームページにある応募用紙を提出(FAX)☎
 古河東ロータリークラブ古河英語

古河税務署からのご案内

■確定申告
 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただく、自宅等で確定申告書が作成できます。書面で印刷して送付するか、e・Tax(事前準備)が必要で提出してください。

「確定申告書等作成コーナー」の操作や確定申告に関する質問・相談は、まずは電話で問い合わせください。

e・Tax・作成コーナーヘルプデスク
 TEL0570・01・5901

受付時間 9時～20時
 月曜日～金曜日(祝日を除く)、2月18日(日)・25日(日)、3月4日(日)・11日(日)

■所得税・個人消費税・贈与税の申告会場開設

場所 古河税務署
期間 2月16日(金)～3月15日(木)「土曜日・日曜日を除く」
時間 8時30分～
 (相談は9時～17時。16時頃までにお越しください)
 ※混雑状況により長時間お待ちいただく場合や、受け付けを早めたい



カルタ委員会担当：松井
 TEL22・3341
 FAX22・4933
 info@kogaeas.jp



**愛直便(愛の直送便)
お見合いパーティー**

日時 3月8日(木)20時～
場所 レストランサンローゼ(中央町3・2・5)

対象 40歳未満の独身男女
定員 男女各15人
費用 男性3千円、女性千円
共催 (一財)古河市子ども・子育て支援財団

申込期限 3月3日(土)☎
問 古河婚活支援会担当：大西
 TEL080・2041・1515
 kogakon@docomone.jp

ときめきパーティー2018

昼食を食べながら、楽しい雰囲気のパティーに参加しませんか。結婚を真剣に考えている皆さんの参加をお待ちしています。

日時 3月25日(日)
 10時～14時30分

締め切る場合があります。

■申告と納税
 所得税の申告・納付期限：3月15日(木)
 振替納税の振替日：4月20日(金)
 個人消費税の申告・納付期限：4月2日(月)
 振替納税の振替日：4月25日(水)
 ※申告後、納付書および納税通知等の送付はありません。便利で安全な振替納税をご利用ください。

■贈与税
 贈与税の課税方法には「暦年課税」「相続時精算課税」の2つがあり、一定の要件に該当する場合に「相続時精算課税」を選択することができます。

暦年課税 一年間に贈与を受けた財産の価額の合計額を基に贈与税額を計算するもので、その財産の合計額が基礎控除額(110万円)を超える場合は、贈与税の申告が必要。なお、直系尊属(父母や祖父母等)からの贈与により財産を取得した受贈者(財産の贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の人に限る)は、「特例税率」を適用して税額を計算します

相続時精算課税 贈与を受けた時

2月の納税など

納期限および口座振替日は	
2月28日(水)	
固定資産税・都市計画税	第4期
国民健康保険税	第8期
介護保険料	第8期
後期高齢者医療保険料	第8期
保育料	2月分
公共下水道事業受益者負担金	第4期

に、特別控除および一定の税率で贈与税を計算し、贈与者が亡くなったときに相続税で精算するものです。この特別控除額は贈与税の期限内申告書を提出する場合のみ控除することができます

申告と納税 贈与税の申告および納付期間は、贈与を受けた年の翌年の2月1日～3月15日です

問 古河税務署TEL32・4161(自動音声案内)

